

八街市オープンデータ推進に関する基本方針

本方針は、八街市（以下「本市」という。）におけるオープンデータの取り組みを推進する上での基本的な考え方及び運用基準等を示すものである。

1. オープンデータの意義

公共データの二次利用可能な形での公開とその活用を促進する意義・目的は、次のとおりである。

（1）市民参加及び官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化

広範な主体による公共データの活用が進展することで、創意工夫を活かした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供、官民の協働による公共サービスの提供や改善が実現し、ニーズや価値観の多様化、技術革新等の環境変化への適切な対応とともに、厳しい財政状況、急速な少子高齢化の進展等本市が直面する諸課題の解決に貢献することができる。

また、ベンチャー企業等による多様な新サービスやビジネスの創出、企業活動の効率化等が促され、本市全体の経済活性化にもつながる。

（2）行政の高度化及び効率化

本市においてデータ活用により得られた情報を根拠として政策や施策の企画及び立案が行われることで（EBPM: Evidence Based Policy Making）、効果的かつ効率的な行政の推進につながる。

（3）透明性及び信頼の向上

政策立案等に用いられた公共データが公開されることで、市民は政策等に関して十分な分析、判断を行うことが可能になり、行政の透明性及び行政に対する市民の信頼が高まる。

2. オープンデータの定義

本市及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

- ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

3. オープンデータに関する基本的ルール

（1）オープンデータとして公開するデータの範囲

公共データは市民共有の財産であるとの認識に立ち、政策（法令、予算を含む）の企画・立案の根拠となったデータを含め、各課等が保有するデータはすべてオ

オープンデータとして公開することを原則とする。

なお、①個人情報が含まれるもの、②市や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当ではない情報に対して公開の要望があった場合は、オープンデータとして公開できない理由を公開することを原則とする。

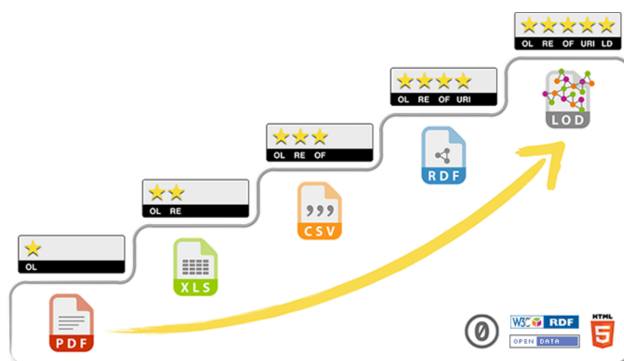
また、①～③等の理由により現時点ではオープンデータとして公開することが適当ではない情報であっても、支障のあるデータ項目を除いて公開すること、限定的な関係者間での共有を図る「限定公開」といった手法を積極的に活用することで、将来的にオープンデータとする可能性を拓くといったことも推奨される。

(2) 公開データの二次利用に関するルール

各課等のウェブサイトで開催されるデータについては、原則、八街市オープンデータ利用規約を適用し、具体的かつ合理的な根拠により二次利用が認められないものを除き、公開データの二次利用を積極的に促進する。

(3) 公開データの形式等

オープンデータの達成度の評価指標として用いられている「5つ星」の指標を参考に、原則として3つ星（CSV等）以上のデータ形式に整備・変換し、データを公開する。



(4) 公開済みデータの更新

データの迅速な公開やその鮮度の維持が重要なデータについては、可能な限り迅速に公開するとともに適時適切な更新を行う。また、データ更新の周期等を明示し、利用者が予め更新の時期を把握できるようにしていく。

(5) オープンデータの利用条件

本市が保有する情報をオープンデータとして公開する場合、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示4.0国際 CC BY」を原則として選択するものとし、これ以外のライセンスを適用する場合は掲載データ毎に個別に表示する。

4. 運用方法

(1) 所管課によるデータの管理

データの作成・更新・削除はデータの所管課が行い、八街市オープンデータポ

ータルサイトへのデータの掲載については、データの所管課からの依頼に基づき、秘書広報課が行う。

(2) データの分類、整理

データの公開にあたっては、検索や管理がしやすいように、データの内容に応じて分類・整理を行う。なお、所管のまたがるデータを同じ分類にまとめて整理することが望ましいとされた場合は、いずれかのデータを所管課にてとりまとめ、データの作成・更新・削除を行う。

5. 本基本指針の見直し

本基本指針は、各種施策の成果や市民・事業者等の意見要望等を踏まえつつ、技術動向、国際環境等の状況変化に応じ柔軟に見直しを行うものとする。

【用語】

○オープンデータ

行政が保有する公共データを市民や企業等が利活用しやすいよう、機械判読に適した形式で、二次利用可能なルールの下に無償で公開されること、また、そのように公開されたデータ。

○EBPM (Evidence Based Polickey Making)

(1) 政策目的を明確化させ、(2) その目的のため 本当に効果が上がる行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組。

○機械判読

コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等できること。

○二次利用

オープンデータを加工・編集・再配布等して利用すること。

○限定公開

例えば、広く公開することで公共の安全の維持に支障及ぼすおそれがある情報を、事業者や研究者等の限定的な関係者で共有し、安全対策に活用するといったことが想定される。この場合において、どのような情報をどのような関係者の間で共有しているかといった情報を公開することが望ましい。

○5つ星データ

オープンデータの公開レベルをレベル1～レベル5までの5段階に定めたもの。

段階	公開の状態	データの形式
1段階 ★	オープンライセンスでデータを公開	PDF、JPG
2段階 ★★	コンピュータで処理可能なデータを公開	XLS、DOC
3段階 ★★★	オープンに利用できるフォーマットでデータを公開	XML、CSV
4段階 ★★★★	Web標準 (RDF等) のフォーマットでデータを公開	RDF
5段階 ★★★★★	他へのリンクを入れたデータ (LOD) を公開	Linked-RDF

○クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作権のある著作物の配布を許可するパブリックライセンスの一つ。作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンスの条件の範囲内で利用することができる。

○クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示4.0国際 CC BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一つで、原作者のクレジット（氏名、作品タイトル等）を表示することを主な条件とし、利用者が営利目的での二次利用も許可され、データの改変、複製、再配布することができる、最も自由度の高いライセンス。